

山口県資源循環型畜産推進指導協議会等設置要綱

令和 7 年 4 月 8 日制定

第 1（目的）

市街化の進展及び家畜飼養の多頭化等に伴い、家畜排せつ物による水質汚濁及び悪臭などの畜産経営体による環境汚染問題の発生がみられる一方、家畜排せつ物はたい肥として有効な資源となることから、総合的な指導体制を整備するとともに、畜産経営体に対する巡回指導等の実施により、環境汚染の防止と家畜排せつ物の有効利用を促進し畜産経営の健全な発展に資することを目的とする。

第 2（組織）

第 1 の目的を達成するために、次の協議会を設置する。

- 1 山口県資源循環型畜産推進指導協議会（以下、「県協議会」という。）
- 2 地域資源循環型畜産推進指導協議会（以下、「地域協議会」という。）

第 3（構成）

- 1 県協議会の構成員は、次に掲げる者の中から構成する。
 - （1）農林水産部関係課の職員並びに関係出先機関の職員
 - （2）農業団体等の役員又は職員
 - （3）その他
- 2 地域協議会の構成は、農林(水産)事務所畜産部長が別に定める。

第 4（会長）

- 1 県協議会及び地域協議会にそれぞれ会長をおく。
- 2 県協議会の会長は畜産振興課長とし、地域協議会の会長は農林(水産)事務所畜産部長とする。
- 3 会長は、県協議会、地域協議会を主宰する。

第 5（開催）

会長は、必要に応じて会議等を開催する。

第 6（県協議会）

県協議会は、下記事項について協議する。

- 1 資源循環型畜産確立基本方針に関すること。
- 2 たい肥・稲わら等の利用促進に関すること。
- 3 その他、必要な事項

第 7（地域協議会）

地域協議会は、次の事業を実施するものとする。

- 1 地域畜産環境保全指導方針の作成
 - （1）畜産経営体による環境汚染の防止を図るため、県資源循環型畜産確立基本方針に基づき、自然的、社会的、経済的諸条件及び畜産経営体の現状に即し、次に掲げる事項について、畜産経営の環境保全指導方針を作成する。

- ア 地域の畜産の振興と環境汚染防止に関する基本的事項
- イ 地域の具体的な環境汚染防止策に関する事項
- ウ 耕種部門におけるたい肥利用を推進する事項
- エ 畜産経営による環境汚染の防止に係る指導に関する事項
- オ たい肥・稲わら等の需給調査及び供給・利用組織の育成、支援に関する事項
- カ その他、必要な事項

(2) 環境保全指導方針の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 畜産経営体の実態と今後の環境条件の変化に関すること。
- イ 関係者間の家畜排せつ物の処理及び利用に関する組織化又はその定着に関すること。

2 実態調査の実施

(1) 畜産経営に起因する環境汚染問題及び苦情発生状況

家畜排せつ物等により、生活環境の汚染、農林水産物被害等の社会的、経済的問題を起こしているもの、県、県出先機関、市町等の公的機関に寄せられた苦情及び問題を解決するためにとった措置について、別紙調査表Ⅰに整理する。

(2) 家畜排せつ物の処理・利用状況

家畜排せつ物の処理、利用の実態を把握するため、別紙調査表Ⅱを調査する。

(3) たい肥・稲わら等の利用促進に関する調査

たい肥・稲わら等の利用促進を図るため、必要に応じて別に定める調査表により調査する。

3 巡回指導の実施

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」に基づき、家畜排せつ物処理利用方法の改善、畜舎構造及び家畜排せつ物処理利用施設の改善整備並びに環境汚染問題の発生防止に関する巡回指導を実施するとともに、家畜排せつ物の適切な処理利用技術の普及を図るため、指導資料の配付等を行うものとする。

第8 (運営担当機関)

県協議会の運営は、農林水産部畜産振興課において、地域協議会の運営は、農林(水産)事務所畜産部において処理するものとする。

畜産経営に起因する環境汚染問題及び苦情発生状況とその指導実績

畜種	市町名	経営 体名	飼 養 頭羽数	発生状況		指導経過	今後の 対策 **	新規/ 継続	備考 ***
				種類	問題点*				

* 問題となる家畜排せつ物管理（野積み、素掘り、たい肥盤）がある場合は必ず記載のこと。

** 問題解決に向けての施設整備は、具体的方策（補助事業、リース事業、自己資金等）を必ず記載のこと。

*** 本調査期間中に新規発生した場合のみ、理由を記載のこと。

調査表Ⅱ

家畜排せつ物の処理・利用状況

市町名 _____
 畜種 _____
 農家名 _____

調査日 年 月 日
 調査員 _____

1. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
①自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
②自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③浄化処理施設で処理	割	割
④焼却施設で処理	割	割
⑤その他()	割	割
()	割	割
合計	10 割	10 割

注1) ②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したものについて記入してください。

注2) ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入してください。

注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて大まかな割合を記入してください。

2. 製造したたい肥の利用状況

利用状況	割合
①自己の経営内で利用	割
②経営外で利用(有料で販売)	割
③経営外で利用(稲わら等と交換)	割
④その他()	割
()	割
合計	10 割

注1) 割合は、過去1年間の利用状況に基づいて大まかな割合を記入してください。

3. 使用している管理施設

ふん又はふん尿混合処理	共同施設	名称:				
	個人施設	たい肥舎	強制発酵施設	乾燥施設	焼却施設	その他
	施設なし	その他の内容()				
尿処理	共同施設	名称:				
	個人施設	浄化処理施設	液肥化施設	貯留槽	その他	
	施設なし	その他の内容()				
		直接農地還元・その他()				

注1) 家畜排せつ物の処理または保管に使用している共同施設の名称、個人施設の数を入力。

4. 所有している管理施設の状態

点検項目	判定		問題点及び指導内容
①構造設備の基準	適	不適	別紙
②施設の破損	無	有	別紙
③装置の故障	無	有	別紙

注1) 判定は、当てはまるものを○で囲む。不適または有の場合は問題点及び指導内容を別紙(様式自由)に記入。